

申請の要件	4 保安業務規程の制定又は変更の認可
申請に関する説明	保安機関は、保安業務規程を制定又は変更する場合、その認定をした市長の認可を受ける必要があります。
根拠法令及び条項	法第35条第1項
関係条項	法第35条第2項
委任規定	・規則第39条第2項
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈の基準について（平成31年3月15日20190308保局第5号）</li> <li>・保安機関の認定及び保安機関の保安業務規程の認可に係る運用及び解釈について（令和3年2月25日20210204保局第1号）</li> </ul>
標準処理期間	10日
申請部数	2部
手数料	横浜市手数料条例(平成12年3月横浜市条例第32号)に定める金額